

薬生発0301第1号

平成31年3月1日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

殿



厚生労働省医薬・生活衛生局長

(公 印 省 略)

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令の施行について

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第18号。以下「改正省令」という。）については、平成31年3月1日に公布され、平成31年6月1日から施行することとされたところです（当該改正省令は別添の通りです。）。

その改正の趣旨等は下記のとおりですので、御了知の上、貴管下関係者へ周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

「女性活躍加速のための重点方針2017」（平成29年6月6日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）において、マイナンバーカードや旅券に旧姓が併記することが可能となるよう必要な検討等を行うこととされたことを受け、薬剤師に係る免許証についても、旧姓併記を可能とすることとする。

第2 改正の内容

薬剤師法施行規則様式第1及び様式第4について旧姓併記の希望の有無及び旧姓の記入欄を設ける改正を行うとともに、様式第3について薬剤師免許証に旧姓を氏名と併せて記載することとする改正を行う。

第3 施行期日

改正省令は、平成31年6月1日から施行する。

○厚生労働省令第十八号

薬剤師法施行令(昭和三十六年政令第十三号)第三条及び第十一条の規定に基づき、薬剤師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月一日

厚生労働大臣 根本 匠

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令
薬剤師法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

様式第一を次のように改める。
様式第一（第一条関係）

薬 剂 師 免 許 申 請 書

収 入
紙 印

1 年 月 施行第 回薬剂師国家試験合格
(受験地) 合格証書番号第 号

2 成年被後見人又は被保佐人ではありません。

3 罰金以上の刑に処せられたことはありません。(あるときは、その罪、刑及び刑の確定年月日)

4 薬事に関し犯罪又は不正の行為を行ったことはありません。(あるときは、違反の事実及び年月日)

5 旧姓併記の有無。(有の場合は希望する旧姓)
有・無

上記により、薬剂師免許を申請します。

年 月 日

本 籍 (国籍)
住 所
ふりがな
氏 名
年 月 日生
電 話 (男・女)

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 収入印紙には、消印をしないこと。
- 4 領収証書は、裏面に貼ること。
- 5 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

様式第三を次のように改める。

様式第三（第四条関係）

薬 剂 師 免 許 証

本籍地都道府県名(国籍)

氏名

年 月 日生

薬剂師法(昭和三十五年法律第四百十六号)により免許された薬剂師である(ハ)を証明する。

年 月 日

厚生労働大臣

印

薬剂師名簿登録番号

薬剂師名簿登録年月日

備考 免許の申請時等に旧姓の併記の希望があつた場合には、氏名と併せて記載する。

様式第四を次のように改める。

様式第四 (第五条関係)

薬 剂 師 免 許 証 書 換 交 付 申 請 書

収 入
紙 印

- 1 登録の年月日
- 2 薬剤師名簿登録番号
- 3 書換交付申請の理由
- 4 旧姓併記の有無。(有の場合は希望する旧姓)
有・無

上記により、薬剤師免許証の書換交付を申請します。
年 月 日

本 籍 (国籍)
住 所
ふりがな
氏 名
電 話
年 月 日
Ⓜ (男・女)

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書でばつきりと書くこと。
- 3 収入印紙には、消印をしないこと。
- 4 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、平成三十一年六月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用する(2)がよい。